

別表4 (第10条関係2項)

## 認定事項の臨時調査手数料の額、徴収方法および徴収時期

- 1 認定事項の臨時調査手数料の額 175,000円  
別途交通費、宿泊費、日当等を申し受ける  
(検査本部長が製品検査の実施を必要と判断し、行なった場合は製品検査手数料20,000円を別途申し受ける。)
- 2 再調査手数料 70,000円  
(実地調査を伴う場合に限る) 別途交通費、宿泊費、日当等を申し受ける
- 3 臨時調査手数料の徴収方法  
本会が指定する銀行に臨時調査手数料を振り込むこととする。
- 4 臨時調査手数料の徴収時期  
認定事項の臨時調査実施前とする。  
ただし、申請者の希望があり問題ないと判断した場合は、調査終了後にその他の経費とともに徴収する。  
(納付期限は請求後30日以内とする。)
- 5 その他の経費 (追加料金は調査終了後請求し、納付期限は請求後30日以内とする。)  
実地調査が1.5日を越える場合は0.5日延長1人につき30,000円の追加料金を徴収する。  
実地再調査が1日を越える場合は、0.5日延長1人につき30,000円の追加料金を徴収する。  
交通費、宿泊費、日当等は別途申し受ける。  
) 交通費は実費相当とするが、他の業務と兼務する場合は案分する。  
) 宿泊費および日当は本会内国旅費規程又は外国旅費支給要領による。

上記規程の1日は7.0時間、0.5日は3.5時間を言う。

工場調査は最寄りの事業所から出向くものとする。

実地調査時に日本語以外を使用し、通訳を用いる場合、その経費負担は申請者が負うものとする。